



熊本県公報

第 1 2 0 0 4 号
平成 23 年 4 月 26 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1

公 告

- 提案公募方式業務委託の受託者選定…………… (労働雇用課) 1
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 平成23年度地籍調査事業計画…………… (農地整備課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 4

登 載 依 頼

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 4
- 自動車任意保険一般競争入札公告…………… (警察本部警察課) 5

告 示

熊本県告示第 4 7 0 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護付有料老人ホーム ヒルサイドガーデン 山吹 熊本市城南町今吉野 9 8 9 番地	株式会社インターイメー ジ	平成 2 3 年 4 月 1 7 日

熊本県告示第 4 7 1 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護付有料老人ホーム ヒルサイドガーデン 山吹 熊本市城南町今吉野 9 8 9 番地	株式会社インターイメー ジ	平成 2 3 年 4 月 1 7 日

公 告

熊本県公告第 2 1 6 号
提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。
平成 2 3 年 4 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託する業務の概要
 - (1) 業務名
平成 2 3 年度子育て女性のための再就職支援プログラム業務（以下「業務」という。）
 - (2) 業務内容

- ア 再就職準備セミナー（3日間）の運営
再就職活動対策他、再就職に資する内容のセミナー
- イ のコンサルティンクの説明、準備等
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター（以下「センター」という。）
における再就職を希望する子育て女性への就職支援を目的とした個別キャリアコ
ンサルティンクの実施
参加者 1 人につき 2 時間程度（1 回当たり 1 時間程度）
- ウ アンケートの実施及び取りまとめ
- エ 就職状況等に関する追跡調査の実施
- オ その他、上記業務の実施のために必要な業務
対象者の募集を 2 回行うものとし、1 回の募集につき、参加者の定員は 20 人
とする。
なお、業務内容等の詳細については、別途配布する平成 23 年度子育て女性の
ための再就職支援プログラム事業業務委託に係る企画提案募集要項及び平成 23
年度子育て女性のための再就職支援プログラム事業業務委託仕様書（以下「募集
要項等」という。）による。
- (3) 委託期間
契約の日から平成 24 年 3 月 26 日（月）まで
- 2 企画コンペに参加希望者の要件
企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
- (1) 団体に関する要件
ア 法人格の有無は問わないが、団体としての活動実績が 1 年以上あること。
イ アの活動実績を報告書として提出できること。
ウ 業務についての守秘義務を遵守できること。
エ 次のいずれの事項にも該当しないこと。
(ア) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体
(イ) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目
的とした団体
(ウ) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体
オ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。
- (2) 人員に関する要件
団体にキャリアコンサルティング等を行う者（以下「コンサルタント」という。）
が 3 人以上在籍することとし、次のアの要件を満たすこと。また、そのうち少なく
とも 3 人のコンサルタントはアの要件に加えてイの要件も満たすこと。
ア 平成 22 年 10 月 1 日現在の厚生労働省キャリア形成促進助成金（職業能力評
価推進給付金）の対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験等に合格し
た者であること。
イ センター若しくはその他の機関において、キャリアコンサルティングの経験が
年間 30 ケース以上あること。
- 3 募集要項等の配布
(1) 配布期間
平成 23 年 4 月 26 日（火）から 5 月 13 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時
まで（土日祝日及びパレアの休館日である 5 月 10 日（火）を除く。）
- (2) 配布場所
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
（電話 096-355-4309）
- 4 受託者の選定方法
応募書と企画コンペ（プレゼンテーション）により選定する。
- 5 評価方法
評価の対象となる項目は、団体等に関する評価、企画内容に関する評価及び見積価格
に関する評価の 3 項目とする。団体等に関する評価は、資格、実績等、定量化が可能な
項目について採点する（配点 30 点満点）。企画内容に関する評価では、応募書類、プ
レゼンテーション結果に基づき採点する（配点 40 点満点）。見積価格に関する評価は、
見積価格に基づき評価点を算出し、採点する（配点 30 点満点）。
- 6 応募書類の提出
平成 23 年 5 月 20 日（金）午後 5 時までに所定の様式により応募書類を「9 問合
せ先」記載のセンターに提出するものとする。（持参の場合は土日祝日及びパレアの休
館日である 5 月 10 日（火）を除く。）
- 7 企画コンペ（プレゼンテーション）の実施
(1) 日時
平成 23 年 5 月 27 日（金）午後 1 時 30 分から午後 5 時までの間の 30 分間程
度（応募者数によって変更の可能性あり。）
- (2) 場所
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階
熊本県くまもと県民交流館パレア 会議室 3
詳細については、別途配布する募集要項等による。
- 8 説明会

事業内容、応募方法、応募条件等について、次の日程で説明会を行う。

- (1) 日時
平成23年5月9日(月) 午前10時から
- (2) 場所
熊本県くまもと県民交流館 会議室3
熊本市手取本町8番9号 テトリアくまもとビル9階

※説明会に出席することが、応募の必須条件ではない。

- 9 問合せ先
熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
(電話096-355-4309)

熊本県公告第217号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字平ノ窪2091番46
317.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市画図町大字重富735番地51
浦田 富穂

熊本県公告第218号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により平成23年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成23年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行う者の名称	調査地域名	調査期間
熊本市	戸島町、戸島本町、戸島一丁目、戸島二丁目、戸島三丁目、戸島五丁目、戸島七丁目、植木町正清、植木町轟、植木町上古閑、植木町円台寺、植木町色出及び植木町木留の各一部並びに戸島四丁目、植木町田底及び植木町大和の全部	平成23年4月1日から 平成24年3月30日まで
八代市	坂本町鮎埴に、鏡町鏡、鏡町内田、鏡町鏡村、東陽町河俣、泉町仁田尾及び葉木の各一部並びに郡築1番町、高島町、沖町、井揚町、高小原町、松崎町及び永碓町の全部	
水俣市	大川及び小津奈木の各一部	
天草市	牛深町の一部	
山鹿市	菊鹿町矢谷、相良、上内田及び五郎丸の各一部	
菊池市	深川、西寺、下河原、四町分及び原の各一部並びに野間口の全部	
宇土市	上網田町及び下網田町の各一部	
上天草市	大矢野町湯島の全部	
宇城市	三角町大田尾及び三角町三角浦の各一部	
阿蘇市	大字小園及び小地野の各一部	
南小国町	大字満願寺の一部	
小国町	大字下城及び黒淵の各一部	
産山村	大字産山及び片俣の各一部	
高森町	大字中及び矢津田の各一部	
西原村	大字河原の一部	
御船町	大字高木、豊秋及び陣の各一部	
益城町	大字木山、寺迫及び下陳の各一部	

山都町	白小野及び鶴ヶ田の各一部並びに牧野、万坂、花上及び橋の全部
氷川町	野津、高塚及び大野の各一部並びに河原及び吉本の全部
芦北町	大字大岩、黒岩、上原及び海路の各一部
多良木町	大字多良木の一部
水上村	大字湯山の一部
五木村	大字甲、乙及び丙の各一部

熊本県公告第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字矢具原5260番4の一部、同5261番1の一部、同5262番の一部、同5263番の一部、同5264番及び同5265番の一部
4,297.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志1672番地6
有限会社平田ブロック工業

熊本県公告第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字池ノ本1587番12
335.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市泗水町永2752番地83
坂本直樹

熊本県公告第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字新町1615番2の一部、同1615番5及び水路の一部
498.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水1615番地
矢野厚子

登載依頼

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月26日

熊本県人事委員会委員長 北川 正

熊本県人事委員会規則第18号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表議会事務局の項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「審議員」に改め、同表知事部局の項中「総括審議員部次長」を「総括審議員」に、「総室長」を「土木技術審議監」に、「副総室長 副室長」を「センター長 政策監」に、「環境政策監 廃棄物公共関与政策監 労働雇用政策監 農林水産政策監 農林水産技術

管理監 営繕専門監」を「政策調整審議員」に、「室長 センター長」を「室長」に改め、同表出納局の項中「課長」を「課長 政策調整 審議員」に改め、同表教育委員会事務局の項中「総括教育審議員」を「総括審議員」に、「首席教育審議員」を「首席審議員」に、「高校整備政策監」を「政策監」に、「教育審議員」を「審議員」に改め、同表人事委員、同表事務局の項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「審議員」に改め、同表監査委員事務局の項中「首席監査審議員」を「首席審議員」に、「監査審議員」を「審議員」に改め、同表労働委員会事務局の項中「総務審議員」を「審議員」に改め、同表備考を次のように改める。

備考
「課長補佐」とは、その職務が労働関係に関する事務以外の事務又は技術に限られる者を除いた者をいう。

別表出先機関の表東京事務所の項を削り、同表中

「

くまもと県民交流館	館長 審議員 副館長
-----------	------------

を

「

東京事務所	所長 次長 審議員 総務課長
-------	----------------

に

改め、同表福祉総合相談所の項中「次長」を「次長 審議員」に改め、同表こども総合療育センターの項中「事務部長」を「事務部長 診療部長 地域療育部長」に改め、同表環境センターの項の次に次のように加える。

「

くまもと県民交流館	館長 審議員 副館長
-----------	------------

別表出先機関の表産業技術センターの項中「総務企画室長 計量検定室長」を「総務管理室長」に改め、同表中

「

新幹線・熊本駅周辺整備事務所	所長 次長 審議員
----------------	-----------

を

「

熊本駅周辺整備事務所	所長
------------	----

に

改め、同表生涯学習推進センターの項中「生涯学習審議員」を「審議員」に改め、同表教育センターの項及び県立美術館の項中「教育審議員」を「審議員」に改め、同表装飾古墳館の項中「教育審議員」を削り、同表県立学校の項中「教育審議員」を「審議員」に改め、同表備考の項を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊 警 告 告 第 5 5 7 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成23年4月26日

熊本県警察本部長 中 尾 克 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 契約名
自動車任意保険契約
 - (2) 契約内容
熊本県警察車両1246台に対する自動車任意保険契約
入札説明書及び自動車任意保険仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
平成23年5月31日から平成24年5月31日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。
 - イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
この競争入札に参加することができる者は次の各号に該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
 - (3) 平成23年4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
 - (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (7) 県税を完納している者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法等
本競争入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格審査申請書」に次の書類を添付し、平成23年4月26日（火）から平成23年5月13日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに4の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- ア 定款
イ 商業登記簿謄本
ウ 営業経歴書
エ 印鑑証明書
オ 最近1年間の県税に係る納税証明書
- (2) 申請書の交付、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
4に記載のとおり
- (3) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査の結果は、「資格審査結果通知書」により通知する。
- 4 契約条項を示す場所等
熊本県警察本部警務部警務課装備第二係（熊本県警察本部庁舎3階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線2314, 2315
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
入札参加資格審査結果を通知した日から平成23年5月16日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成23年5月17日（火）午前10時30分から
イ 場所
熊本県警察本部庁舎10階 多目的ホールA室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)イ記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 2以上の意思表示をした入札
ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
契約書作成の要否

- 否
契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴するものとする。
なお、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と、この契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (8) その他詳細は入札説明書による。